

特別決議

【行動に向けてのアピール】

支援学校における安全・安心をさらに推進させる行動月間

私たち大阪府立支援学校PTA協議会は、平成21年2月5日に「支援学校における教育の充実に向けて特別アピール」を決議し、「障がいのある子どもが、安全が確保され、安心して通い、楽しく学び、社会の一員として可能な限り自立していける支援学校であってほしい」という願いのもと、学校を支え、支援教育の一層の充実に寄与する取組みを重ねてきました。

近年、子どもたちの命や心の安全を脅かす事案、さらには自然災害や感染症など、学校を取り巻く環境は一層複雑化・深刻化しています。こうした状況を踏まえ、教育活動のすべての基盤となる「命の安全と安心できる環境」を最重要課題として位置づけ、6月を「支援学校における安全・安心をさらに推進させる行動月間」と定め、関係機関の協力のもと取組みを進めるとともに、すべての支援学校のPTA活動活性化の気運の醸成に努めてまいりました。

しかしながら、府立支援学校において、決して許されない人権侵害に関わる不祥事が報告されている現状に、私たちは強い衝撃と深い悲しみを覚えています。安全・安心を掲げてきたPTAとしても、子どもたちの命と尊厳を守る責任の重さをあらためて痛感しています。

そこで今一度、平成21年2月の決議の原点に立ち返り、支援学校関係者として主体的に課題を受け止め、学校・保護者・関係機関が密に連携し、具体的な行動につなげていくことが重要であると考えました。本行動月間を起点として、すべての支援学校のPTA会員が一致協力し、以下の取組みが一層活発に推進されるよう要請します。

- 1 私たちは、すべての支援学校が障がい特性への理解や人権尊重の教育をさらに推進し、子ども一人ひとりが大切にされ、尊重される支援学校となることを望みます。そのために、学校が行う人権や権利に関わる取組みに協力するとともに、自らも人権意識の向上に努め、人権が尊重された学校づくりに主体的に寄与してまいります。
- 2 子どもたちの心と信頼を損なう体罰等の人権侵害を決して起こさないために、すべての支援学校においてその根絶に向けた取組みが一層徹底されることを求めます。あわせて、一連の事象を踏まえ、府教育庁等の関係機関においては、計画的かつ実効性のある施策を推進し、各学校への支援を充実されることを望みます。私たちも体罰根絶に向けた取組みに主体的に協力してまいります。
- 3 感染症やアレルギー対応などについては、大阪府教育庁の指導のもと、医療機関・学校・保護者が十分な情報共有を行い、すべての支援学校において組織的な学校保健安全の取組みが徹底されるよう望みます。
- 4 全国各地で大地震や台風、豪雨などの自然災害が頻発しています。当協議会では、災害に対するリスク軽減に向けた研修等を実施しており、今後も災害に備えた取組みを継続するとともに、学校・地域・PTAが連携し、防災・減災に対する意識の向上に努めてまいります。
- 5 府立支援学校PTA協議会は、府立支援学校および大阪府教育庁とのより良い連携のもと、学校・保護者・幼児児童生徒との信頼関係を一層深め、子どもたちの命と尊厳を守る視点に立ち、支援教育の充実に向けた取組みを継続してまいります。

以上、本総会において行動のアピールとします。本行動月間が、一過性の取組みにとどまることなく、支援学校に関わるすべての人が、子どもたちの安全・安心について立ち止まり、考え、行動する契機となることを願っています。